

山口県立大学桜圃校友会賞授賞要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母校の事業を支援し、併せて社会の進展と文化の向上に寄与することを目的とした山口県立大学桜圃校友会定款にのっとり、桜圃校友会賞を授与することについて必要な事項を定めるものとする。

(授賞の対象)

第2条 桜圃校友会は、会員若しくは会員が主催するグループや団体で、地域社会の振興と文化の向上にかかわる様々な分野において顕著な貢献をなしたものに対して、桜圃功労賞を授与する。また、会員(原則として50歳未満)若しくは会員が主催するグループや団体で、地域社会の振興と文化の向上にかかわる様々な分野において顕著な貢献が期待されるものに対して、桜圃奨励賞を授与する。また、会員(在学生)若しくは会員(在学生)が主催するグループや団体で、地域社会の振興と文化の向上にかかわる様々な分野において顕著な貢献が期待されるものに対して、桜圃学生賞を授与する。なお、授賞の対象となる分野や内容については、次のいずれかに該当する活動とする。

- (1) 地域社会や文化の振興に寄与する活動
- (2) 生活文化の創造や普及に寄与する活動
- (3) 文化的環境づくりに寄与する活動
- (4) 地域社会や文化を担う人材育成に寄与する活動
- (5) その他、選考委員会の認めるもの

(授賞候補者の推薦)

第3条 桜圃功労賞に応募する会員は、桜圃校友会本部あるいは支部の推薦、または他の会員の推薦を受けることとする。桜圃奨励賞に応募する会員(原則として50歳未満)は、桜圃校友会本部あるいは支部の推薦、または他の会員の推薦を受けることとする。桜圃学生賞に応募する会員(在学生)は、山口県立大学教職員の推薦を受けることとする。

(選考委員会)

第4条 理事長の諮問に応じ、桜圃校友会賞の選考に関する事項を調査審議するため、選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 1 委員会は、委員10名以内で組織する。
- 2 委員は、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。
- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 5 委員会に副委員長を置き、委員長の指名によってこれを定める。
- 6 委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 7 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(授賞者の決定)

第5条 桜圃校友会賞の授賞は、委員会が選考したもののうちから、理事会がこれを決定する。

(賞及び授賞の期日)

第6条 桜圃功労賞は賞状及び賞金を授与する、桜圃奨励賞及び桜圃学生賞は賞状及び奨励金を授与する。桜圃校友会賞の授賞は、毎年一回別に定める期日に行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、桜圃校友会賞の授賞について必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。